東広島市の給与・定員管理などの状況

問職員課　☎(082)420-0909

市職員の給与は、民間企業の景気の動向や国及び他の地方公共団体の職員の給与などを考慮したうえで、「職員の給与に関する条例」などの規定を定め、それに基づいて支給しています。

また、定員管理については、定員管理方針に基づき、職員数の計画的な管理の下に、社会経済情勢の変化に対応できる簡素で効率的な組織作りを行っています。

これらの概要をご紹介します。（詳細は、市のホームページに掲載しています。）

1　総括

(1)職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和３年度	人 1,401	千円 5,489,159	千円 1,629,006	千円 2,228,480	千円 9,346,645	千円 6,671

（注）１　職員手当には退職手当を含みません。
　　２　職員数は、令和３年４月１日現在の人数です。

(2)ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

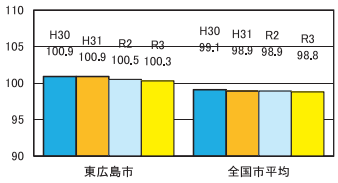

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢・平均給料月額等の状況

（令和４年４月１日現在）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.5歳	331,400円	431,086円
技能労務職	55.6歳	351,200円	384,093円
消防職	37.8歳	308,100円	408,088円

（注）給与とは、給料（給料表に基づく月額）に諸手当を加えた総支給額をいいます。

(2)職員の初任給の状況

（令和４年４月１日現在）

区　分		東広島市	国
一般行政職	大学卒	188,700円	182,200円
	高校卒	160,100円	150,600円
技能労務職	高校卒	154,900円	147,900円
消防職	大学卒	201,600円	－
	高校卒	169,900円	－

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（令和４年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,212円	327,483円	353,041円
	高校卒	232,800円	274,450円	303,900円
消防職	大学卒	281,500円	316,700円	351,900円
	高校卒	257,440円	294,800円	333,950円

3　一般行政職の級別職員数の状況

（令和４年４月１日現在）

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主任主事 主任技師	係長 主査	課長補佐 専門員	課長 参事	次長 支所長	部長	
職員数（人）	27	138	129	343	88	78	31	17	851
構成比（%）	3.2	16.2	15.2	40.3	10.3	9.2	3.6	2.0	100.0

（注）１　東広島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
　　３　一般行政職とは、税務・保健（保健師）・福祉（保育士）・教育（教諭等）・企業（水道局）・技能業務（調理員等）を除いた職です。

4　特別職の報酬等の状況

（令和４年４月１日現在）

区　分		報酬等月額	期末手当
給料	市　長	970,000円	年間　4.30月分
	副市長	780,000円	
報酬	議　長	560,000円	年間　4.30月分
	副議長	507,000円	
	議　員	460,000円	

5　職員の手当の状況

（令和４年４月１日現在）

区　分	東広島市	国
期末手当 勤勉手当	期末手当　2.40月分 勤勉手当　1.90月分 （加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有	期末手当　2.40月分 勤勉手当　1.90月分 （加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有
退職手当	（支給率）　自己都合　勧奨・定年 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075月分 勤続35年　39.7575月分　47.709月分 最高限度額　47.709月分　47.709月分	（支給率）　自己都合　勧奨・定年 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075月分 勤続35年　39.7575月分　47.709月分 最高限度額　47.709月分　47.709月分

6　職員数の状況

(1)年齢別職員構成状況

（令和４年４月１日現在）

区分	職員数(人)	区分	職員数(人)	区分	職員数(人)
20歳未満	9	36歳～39歳	145	56歳～59歳	99
20歳～23歳	51	40歳～43歳	153	60歳以上	46
24歳～27歳	124	44歳～47歳	202	計	1,557
28歳～31歳	150	48歳～51歳	228		
32歳～35歳	172	52歳～55歳	178		

(2)職員数の推移

（各年４月１日現在）

部門＼区分		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
普通会計・公営企業等会計	減　員	38	19	51	39	15	39	59
	増　員	15	17	47	51	24	31	67
	差　引	△23	△2	△4	12	9	△8	8
	職員数(人)	1,542	1,540	1,536	1,548	1,557	1,549	1,557

市職員等募集

職種	業務内容 必要な資格	任用期間 勤務時間	就業場所	報酬など	申込締切	申込方法	問い合わせ 担当課
保健師・助産師	妊産婦や子育て中の親子の相談支援業務	令和５年１月４日～令和６年３月31日 週28時間45分（週５日勤務）	こども家庭課	月額 149,277円 他手当あり	12月16日㈮ 17：15　必着	市販の履歴書（写真貼付）を郵送	こども家庭課 ☎(082)420-0407
介護保険相談員	介護保険の相談業務、介護事業所の指導など 資格／普通自動車運転免許、介護支援専門員	令和５年１月４日～３月31日（更新の可能性あり） 週29時間（週４日勤務）	介護保険課	月額 155,092円 他手当あり	12月16日㈮ 17：00　必着	市販の履歴書（写真貼付）と介護支援専門員証（写し）を持参または郵送	介護保険課 ☎(082)420-0937
給食調理員	学校給食の下処理、調理、洗浄作業など	週38時間45分（週５日勤務）	東広島北部学校給食センター	月額 159,547円 他手当あり	随時募集	市販の履歴書（写真貼付）を持参または郵送	北部学校給食センター ☎(082)430-1112
代替給食調理員		週20時間未満		時給979円 通勤手当あり	随時募集		
保育士	資格／保育士	週38時間45分（週５日勤務）	市内公立保育所・認定こども園	月額 187,666円 期末手当あり	12月16日㈮ ※令和５年４月１日からの任用を希望する場合	市販の履歴書（写真貼付）と保育士証の写しを持参	保育課 ☎(082)420-0934
加配保育士（年休代替）		週20時間未満		時給1,049円			
給食調理員（年休代替）	保育施設での調理補助など	週20時間未満		時給979円		市販の履歴書（写真貼付）を持参	
小・中学校臨時教諭	資格／小・中学校教諭免許状、養護教諭免許状	職種により、令和４年度途中の採用となるものと、令和５年度の採用となるものがあります。	市内小・中学校	職種により勤務条件や報酬などが異なります。まずは、お問い合わせください。		市販の履歴書（写真貼付）と教員免許状を持参	学事課 ☎(082)420-0975
臨時養護教諭							
講師（非常勤）							
いきいきこどもクラブ支援員	クラブ児童の遊びや安全管理・生活指導など ※職種により資格などが必要な場合があります	令和５年４月１日～令和６年３月31日（更新あり）	いきいきこどもクラブ	職種により勤務条件や報酬などが異なります。まずは、お問い合わせください。		市販の履歴書（写真貼付）と所持資格免状を持参	青少年育成課 ☎(082)420-0929
交通指導員	①小学校登校時の街頭指導 ②交通安全教室での安全指導 ③市の行事への参加 ※制服などは貸与します	原則、小学生が登校する日の早朝に１時間	現在募集中の小学校区／高屋西、高美が丘、板城西、上黒瀬、乃美尾、中黒瀬、入野、風早	時給1,193円	随時募集	市販の履歴書（写真貼付）を郵送 ※まずは交通安全対策室までお問合せください。	交通安全対策室 ☎(082)420-0400

水道局は広島県水道広域連合企業団になります

問業務課　☎(082)421-3661

広島県水道広域連合企業団設立

広島県と、東広島市を含む県内14の市町で構成される「広島県水道広域連合企業団」（この記事内ではこれ以降「水道企業団」と表記します。）を設立します。

水道企業団は、構成団体が水道事業の経営を共同で行う特別地方公共団体です。つまり、県内の広いエリアで水道を経営する公の団体です。

※構成団体／東広島市と県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

事業開始時期

水道企業団は、令和5年4月から事業を開始し、市水道局は東広島事務所になります。

東広島市水道局

↓

令和５年４月から

広島県
水道広域連合企業団
東広島事務所

水道企業団を設立した理由

水道事業は利用者の水道料金で運営していますが、将来人口減少により、料金収入が減ることが予想されます。さらに、水道事業に従事する職員が減少し、技術の継承が難しくなります。

また今後、老朽化していく水道施設の更新や、耐震化などの危機管理対策も必要であるため、その費用の確保と人員体制の充実が急務です。

これらの課題を、県や市町が単独で解決することは困難であるため、水道事業という同じ事業を行うもの同士が共同で経営し、コスト縮減や人員体制の充実を図るものです。これまで「県が経営してきた水道用水供給事業と工業用水道事業」と「市町が経営してきた水道事業」の経営を統合します。

水道企業団では、技術職員を確保し、人員体制を強化したうえで、市町の枠を超えた水道施設の統廃合や同一業務の一元化に取り組みます。

そうすることで、施設の更新や基幹管路の耐震化を進め、将来の水道料金上昇を抑えながら、安全・安心な水を安定供給できる体制をつくっていきます。

水道企業団議会の設置

水道企業団の水道事業経営や方針決定のため、意思決定機関として企業団議会が設置され、本市から2人の企業団議員が選出されます。

水道企業団Q＆A

Q　利用者は何か手続きが必要ですか？
A　手続きは不要です。自動的に現在の使用内容を引き継ぎます。これまでどおり、口座振替、コンビニ払い、スマホ決済、窓口払いが利用できます。

Q　水道料金は変わりますか？
A　現在の水道料金が引き継がれます。ただし、今後も適切な水準となるよう数年ごとに見直します。

Q　下水道も水道企業団になるのですか？
A　参画するのは水道事業（水道局）だけです。なお、下水道使用料は、これまでどおり水道料金と一緒に支払いとなります。

Q　東広島事務所はどこに設置されますか？
A　現在の市水道局庁舎が事務所になります。電話番号も変わりません。
窓口業務や検針業務を行っている「上下水道お客さまセンター」も引き継ぎます。
会計課や各支所の窓口も引き続き、利用できます。

Q　東広島事務所の職員体制はどうなりますか？災害時の対応は？
A　水道企業団の事業開始から当面、東広島事務所の職員は東広島市からの派遣で対応します。災害や事故が起きたときは、東広島市と水道企業団が連携して対応します。

申告書の提出は郵送で

問市民税課　☎(082)420-0910　西条税務署個人課税第一部門　☎(082)422-2459(直通)

市県民税申告相談会の混雑緩和にご協力を

令和5年2月から3月に申告相談会を開催します。感染症対策として「密集」を避けるため、次のことにご協力ください。

・原則、郵送で申告書を提出してください。
・会場の混雑を避けるため、入場制限を行います。また、状況により時間をずらして来場をお願いすることがあります。
・会場での滞在時間を短縮するため、収支内訳書や必要書類などは、事前に準備してください。

市県民税申告が必要な人

税務署に確定申告書を提出しない人で、次のいずれかにあてはまる人。

・控除の内容に変更がある人
・給与や公的年金以外にも収入がある人

市県民税申告書の発送

令和4年度の市県民税を申告した人で、令和5年度の申告が必要と思われる人に、2月上旬に申告書を発送する予定です。必要事項を記入し、同封している返信用封筒で返送してください。郵送での提出や、事前に市県民税申告書を作成するために申告書が必要な場合は、市民税課に連絡してください。

申告に必要な書類　※申告書に添付して郵送してください。

対　象	申告に必要なもの
全　員	□記入済みの申告書 □免許証などの本人確認書類の写し □マイナンバーカードの写し
給与、年金所得	□源泉徴収票（給与・公的年金など）
営業、農業、不動産所得	□収支内訳書
雑所得、一時所得	□保険の満期（解約）一時金、個人年金の支払金額の証明書、報酬の支払調書など
社会保険料控除	□国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払金額の証明書
生命保険料控除、地震保険料控除	□生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料の支払証明書
医療費控除	□医療費控除の明細書（病院ごと、医療を受けた人ごとに集計してください）
寄附金控除	□支払金額の証明書
障害者控除	□身体障害者手帳などの写し
勤労学生控除	□学生証の写し

よくある質問

Q1．郵送で申告しないといけませんか。
A1．感染症拡大防止の観点から、申告会場への来場を控え、郵送で申告書を提出してください。

Q2．郵送での申告は、申告書以外に何が必要ですか。
A2．上表「申告に必要な書類」を同封してください。

Q3．年金収入のみですが、申告は必要ですか。
A3．医療費控除など申告により追加できる控除がある場合は、申告をすることで、市県民税の控除の適用を受けることができます。

Q4．「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」を提出しましたが、医療費控除を追加したいので確定申告をするつもりです。その場合、寄附金について申告しなくてもいいですか。
A4．確定申告をした人は、ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用されません。寄附金控除を併せて確定申告をすることで、所得税・市県民税の控除を受けることができます。

税務署からのお知らせ

確定申告の申告会場は令和5年1月30日(月)から開設します。

申告会場の混雑を避けるため、当日、入場整理券を配付します。枚数には限りがあり、なくなり次第受付を締め切ります。

なお、1月30日の相談から、LINEアプリを使うことで、申告日より前に整理券を発行できます。

また、e-Taxの利用により、自宅でスマートフォンやパソコンから確定申告ができます。

年末調整をしていない人や、2箇所以上の給与がある人、年金収入などの雑所得がある人は、国税庁の「スマホ専用画面」で申告書を作成することができます。作成した申告書は印刷して郵送などで提出するか、マイナンバーカードやe-TaxのID・パスワードを利用して送信することができます。

問西条税務署個人課税第一部門
☎(082)422・2459(直通)

12月４日～10日は人権週間

問人権男女共同参画課　☎(082)420-0927

「誰か」のこと　じゃない

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として尊重され、人間らしく幸福に生きる権利であり、とても身近で大切なものです。

しかしながら、近年インターネット上では、他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報が無断で載せられたり、差別的な書込みがされたりしています。これらの人権侵害が原因で、大切な命まで奪ってしまうことがあります。

その他にも、学校や職場などでのいじめやハラスメント、家庭でのドメスティックバイオレンスなど、本来すべての人にとって当然の権利であるはずの「人権」が守られていない、そういう場面が多々見受けられます。

人権イメージキャラクター
人ＫＥＮまもる君、
人ＫＥＮあゆみちゃん

一人ひとりの考え方や個性を認めて尊重しあい、お互いに思いやりを持って行動することで、すべての人の人権が守られ、誰もが住みやすいまちをつくることができます。

一人で悩まず相談を

いじめ、差別、虐待、セクハラ、パートナーからの暴力など、日常生活の中で「これって人権問題なのでは？」と不安に感じることがあれば、ひとりで悩まずに、ぜひ相談してください。

広島法務局東広島支局では、平日に相談所を開設しています。また、市内の各地域で、人権擁護委員による特設人権相談を行っています。

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守されます。

※人権相談の日時などは、毎月の広報紙「相談室」（32ページ）に掲載しています。

○電話による相談窓口
みんなの人権１１０番
☎(０５７０)００３・１１０

○インターネット人権
相談受付窓口

URL https://www.jinken.go.jp

人権フェスティバル２０２２ひがしひろしま 高齢者の人権～人生１００年時代の生き方～

日12月3日(土)
12時30分～16時

場東広島芸術文化ホールくらら

○メイン会場（小ホール）
・三ツ城小学校の「人権の花運動」活動発表及び学芸発表
・中学生の人権作文表彰と優秀作品朗読
・人ＫＥＮまもる君と人ＫＥＮあゆみちゃんの人権教室
・女優　松島　トモ子さん講演会「１００歳の母と暮らして～幸せの旅路～」

女優
松島トモ子さん

小学生による学芸発表
（令和３年度の様子）

○サブ会場（１～３階　各部屋）
・人権相談室
・ＮＰＯ法人アイフィットグループゆりかごによる終活相談会
・高齢聴覚障害者の暮らしを考えよう

※手話通訳、要約筆記、託児（要事前申込）あり
※詳細は市ホームページをご覧ください。

人権週間パネル展

日①12月3日(土)
②12月5日(月)～9日(金)

場①東広島芸術文化ホールくらら２階研修室６
②市役所２階　市民協働スペース

内パネル展示など
・市内５小学校（三ツ城・造賀・高美が丘・下黒瀬・志和）が制作した「人権の花運動」活動パネル
・ＳＯＧＩＥ・ＳＤＧｓパネル（３日のみ）
・メッセージカードでクリスマスツリー型のメッセージボードを飾ってください。

学ぼう応急手当　東広島こどもメディカルラリー＆応急手当講習

問東広島消防署救急係　☎(082)422-6771

命をつなぐ救命のリレー

人が目の前で突然倒れたとき、その命を守るために応急手当は欠かせません。

東広島消防署では、応急手当を身近に感じたり、身につけたりできるよう、イベントや講習会を開催しています。

救急車が到着するまでの時間、私たちにもできることを学んでみませんか。

小学5・6年生対象 応急手当を学ぶ「こどもメディカルラリー」

メディカルラリーは、チームで救急や災害の現場を再現したさまざまなブースを回り、ケガ人を助けるために必要な応急手当や、危険を回避するために必要なことを考え、実行してもらう競技です。

競技前には事前学習があり、ブースごとにスタッフ（医療従事者など）もいるため、応急手当に初めてふれる子どもも安心です。

【プログラム】

事前学習／応急手当に関する事前学習

競技／応急手当が必要な状況が設定されています。チームの子どもたちだけで、いかに適切な判断と処置ができたかを競い合います。

日 令和5年2月26日(日)
8時45分～12時30分

場 東広島消防署

対 市内の小学校に就学する5・6年生の児童

定 36人（抽選）
※3人1チーム、合計12チームで競技を実施します。
※1人でも応募できます。

持 筆記用具、マスク、飲み物

申 電子申請

締 令和5年1月31日(火)

参加申込はこちら

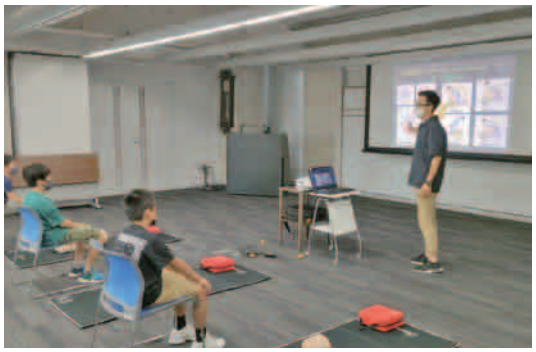

上段：事前学習の様子
下段：競技の様子
イベントホームページで、紹介動画を視聴できます。左の二次元バーコードからどうぞ。

「こどもメディカルラリー」ボランティアスタッフ募集

子どもたちが、応急手当の方法を学び、その中から命の大切さを知り、救急に関わる仕事へ興味を持つきっかけとなるイベントになるよう、お手伝いしてくださる人を募集します。

募集内容／評価者、チューター（案内人）、ミニゲームスタッフなど

定 50人程度
※資格は問いません。
※交通費、報酬の支給はありません。

持 筆記用具、マスク、飲み物

申 電子申請

締 令和5年1月31日(火)

ボランティア申込はこちら

応急手当講習

心肺蘇生法、AEDの使用方法、応急手当などを学びます。令和5年1月以降も開催します。

日 12月11日(日)　9時から
普通救命講習Ⅰ（3時間）
普通救命講習Ⅱ（4時間）

※内容の違いなどの詳細は、お問い合わせください。市ホームページにも掲載しています。

場 市消防局2階　講堂

定 30人程度（先着順）

申 電話またはファックス、メール、郵送（原則、持参での申し込みは中止しています。）

問 東広島消防署救急係
☎（082）422・6771
FAX（082）422・8119
メール hgh226567@city.higashihiroshima.lg.jp

マイナンバーカードの申請は12月末までに！

問市民課　☎(082)420-0925

マイナポイントを受け取るために必要なマイナンバーカードの申請期限は12月31日です。まだ取得されていない人宛てに、地方公共団体情報システム機構から申請書が発送されています。その申請書を使えば、スマートフォンから申請できますので、早めに手続きをお願いします。

現在、市役所、各支所・出張所ではマイナンバーカードの手続きに来庁される人が多く、大変混雑しています。出張会場やケータイショップでも申請できますのでぜひご利用ください。

ケータイショップは事前予約で待ち時間なし

市内16カ所のケータイショップでもマイナンバーカードの申請サポートを行っています。契約の有無は問わず、何も持っていかなくても大丈夫です。事前予約で待ち時間なく申請できます。

近くのケータイショップを探す

マイナポイントは既にカードを持っている人も申し込めます

対①マイナンバーカードを既に持っている人でマイナポイントに申し込んでいない人
②マイナンバーカードを令和4年12月31日までに申請した人

マイナポイントの申込期限は令和5年2月末まで

スマートフォンからマイナポイントアプリを使って簡単に申し込みできます。決済事業者によっては、令和5年2月28日よりも早い時期に、申し込みや買い物の期限を定めているものもありますので、早めにお申し込みください。

要　件	ポイント
①マイナンバーカードの新規取得など ※申込後に20,000円までのチャージまたはお買い物をすると、25%のマイナポイント（上限5,000円）を受け取ることができます。	5,000円分
②マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録	7,500円分
③公金受取口座の登録	7,500円分

災害時の避難に、手助けが必要な人へ

問地域包括ケア推進課☎(082)420-0984　障害福祉課☎(082)420-0180　介護保険課☎(082)420-0937

地震・台風・豪雨などの災害に見舞われたとき、特に被害を受けやすいのが高齢者や障害者など自力で避難することが困難な人（避難行動要支援者）です。

市では、避難行動要支援者を対象に、災害時の避難支援の希望調査を行います。

○希望調査書を提出してください

12月中旬に左表の対象者へ希望調査書を発送します。届いた人は、必ず希望の有無を記入し、返信用封筒で返信してください。

対象者	問い合わせ先
75歳以上の一人暮らしの人	地域包括ケア推進課
介護保険の要介護4以上の人	介護保険課
身体障害者手帳1～2級、療育手帳ⒶまたはA、精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人	障害福祉課

※その他、避難支援が必要と判断される人も対象です

※避難支援を希望した場合は、お住まいの地域内で支援を行う関係者へ情報をお知らせします。

締令和5年1月20日㈮

○災害に備えて

自らの身は自ら（家族や同居者を含む）が守る「自助」の心構えが必要です。家族で災害時の対応を話し合うことや、食料や飲料水の備蓄、非常時持ち出しバッグの準備などをしておきましょう。
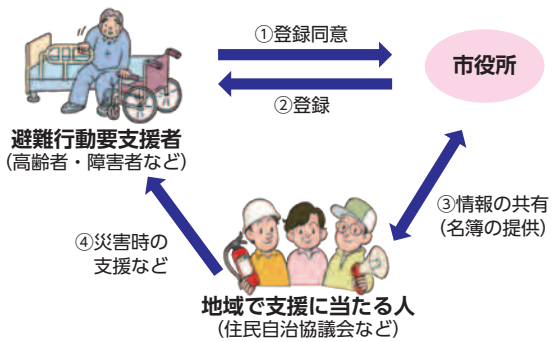
また、災害時の避難支援は、普段からの地域の助け合いである「共助」の延長により行われるものです。日頃から地域の人とのコミュニケーションを図りましょう。